

### 保育所の設置認可について

概要	設置者名	一般社団法人 千秋矢留会									
	名称	やどめ保育園（設置主体を株式会社（すくすく保育園）から一般社団法人に移行）									
	位置	秋田市千秋矢留町2番8号									
	事業開始予定	平成29年10月1日									
	土地状況	面積	766.53 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	土井常吉		
		建築面積	669.93 m <sup>2</sup>			延床面積	669.93 m <sup>2</sup>	構造	木造平屋建（2棟）		
	建物状況	補助金	なし			所有形態	賃借契約	所有者	土井常吉		
		保育時間	標準時間 7:00～18:00					短時間	8:30～16:30		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準	
	定員	10	10	15	15	15	15	80	定員20人以上 (現員はH29.8月現在)		
現員	6	11	15	12	7	5	56				
設備	乳児室	有	1階		36.43 m <sup>2</sup>		0・1歳	20人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 66.00 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	有	1階		38.09 m <sup>2</sup>						
	小計	計		74.52 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 66.00 m <sup>2</sup> 以上					
	保育室	有	1階		227.09 m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 118.80 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室		階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		227.09 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 118.80 m <sup>2</sup> 以上					
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置			
	便所	有			大:13、小:7、乳3		要				
	医務室	有			職員室と兼用		要				
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置			
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2階育に室設置等を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない				
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場		有			138.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 198.00 m <sup>2</sup> 以上		
場所		代替地対応 (400m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)					
代替地		千秋公園									
保育用具	有			室内滑台、椅子ブランコ、歩行器、ピアノ、机、積木、絵本ほか		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	所長			1人		配置した場合は所長設置加算を算定					
	保育士			18.1人		0歳	10人 ÷ 3人 = 3.3人				
						1・2歳	25人 ÷ 6人 = 4.1人				
						3歳	15人 ÷ 20人 = 0.7人				
						4・5歳	30人 ÷ 30人 = 1.0人				
						年齢別配置基準			9人		
	加配					定員90人以下の場合1人加配		1.0人			
						標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人			
						非常勤保育士		0.5人			
調理員			2人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)						
事務職員			2人		所長が事務を執る場合は不要						
嘱託医			(小児科)		1人						
			(歯科)		1人						

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	20年契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	—	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	27年間の保育所での勤務実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	運営委員会を設置予定
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>設置主体者の移行案件。移管前と移管先法人の幹部は同一であり、職員含む財産関係はすべて継承することとなっている。また、保護者との協議も十分に行っており、円滑な移行に向けて準備を進めているところである。</p> <p>なお、園庭は平成28年11月に完成・利用していたが、整備計画上、一時的に代替地を利用している。新たな園庭は30年度に完成予定である。</p>		

### 保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 若駒会									
	名称	わかこま第二保育園（新設）									
	位置	秋田市山王六丁目7番26号									
	事業開始予定	平成30年4月1日									
	土地状況	面積	597.50 m <sup>2</sup>		所有形態		自己所有	所有者	(福) 若駒会		
		建物状況	建築面積	343.00 m <sup>2</sup>		延床面積		868.62 m <sup>2</sup>	構造	3階鉄骨造	
	補助金		施設整備		所有形態		自己所有	所有者	(福) 若駒会		
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
	定員	15	15	15	15	15	15	90			
現員	-	-	-	-	-	-	-				
設備	乳児室	新築中	1	階		67.65 m <sup>2</sup>		0・1歳	30人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 99.00 m <sup>2</sup> 以上		
	ほふく室	新築中	1	階		71.89 m <sup>2</sup>					
	小計	計				139.54 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		99.00 m <sup>2</sup> 以上	
	保育室	新築中	1・2	階		173.02 m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 118.80 m <sup>2</sup> 以上		
	遊戯室			階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上		
	小計	計				173.02 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		118.80 m <sup>2</sup> 以上	
	調理室	新築中							要 2歳以上児を入所させる場合設置		
	便所	新築中					大:3、小:3、乳:8		要		
	医務室	新築中							要		
	調乳室等	新築中							要 乳児を入所させる場合に設置		
	沐浴室等	新築中							要 3歳未満児を入所させる場合に設置		
	2階育に室設置等を	避難用設備	新築中			特別避難階段		[要]		避難用設備を設けなければならない	
		耐火性	新築中			耐火建築物		[要]		耐火建築物又は準耐火建築物	
		転落事故防止設備	新築中			手すり、柵・扉		[要]		転落防止設備を設置	
	屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 198.00 m <sup>2</sup> 以上		
		場所	代替地対応 (10m)						満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)		
		代替地	御休下第二街区公園								
保育用具	有	楽器、積木、机・椅子、絵本ほか						保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
職員	所長	交渉中		1人				配置した場合は所長設置加算を算定			
	保育士	2人採用予定	17.3人	0歳	15人 ÷ 3人 = 5.0人						
				1・2歳	30人 ÷ 6人 = 5.0人						
				3歳	15人 ÷ 20人 = 0.7人						
				4・5歳	30人 ÷ 30人 = 1.0人						
				年齢別配置基準		12人					
	加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人							
		標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人							
非常勤保育士		0.5人									
調理員	1人採用予定		2人				40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)				
事務職員			人				所長が事務を執る場合は不要				
嘱託医	(小児科)		1人								
	(歯科)		1人								

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の運営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 45年以上保育関連事業（認可外、認可、学童クラブ）に携わってきたほか、園内行事の地域住民への見学開放等、地域に密着した活動を推進している。</p>		

### 小規模保育事業（B型）の認可について

概要	設置者名	秋田ライフライン株式会社										
	名称	シエルアンジュ園										
	位置	秋田市土崎港中央五丁目4-8										
	事業開始予定	平成30年4月1日										
	土地状況	面積	-			所有形態	-			所有者	個人	
	建物状況	建築面積	120.90 m <sup>2</sup>			延床面積	120.90 m <sup>2</sup>			構造	鉄筋コンクリート造6階建	
		補助金	なし			所有形態	賃借契約			所有者	個人	
	保育時間	標準時間	7:30~18:30				短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	土崎幼稚園						連携内容	卒園児受入		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
定員	員	6	6	6				18	定員6~19人			
現員	員	-	-	-	-	-	-	0				
設備	乳児室	改築中	1階		23.00 m <sup>2</sup>			0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	改築中	1階		24.00 m <sup>2</sup>							
	小計	計		47.00 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上			
	保育室	改築中	1階		24.00 m <sup>2</sup>			2歳以上	6人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 11.88 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室			階					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上		
	小計	計		24.00 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室		11.88 m <sup>2</sup> 以上			
	調理室	改築中							要 2歳以上児を入所させる場合設置			
	便所	改築中				大:1, 小:1, 乳:2			要			
	調乳室等	改築中							要 乳児を入所させる場合に設置			
	沐浴室等	改築中							要 3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2階育に室設置等を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない				
		耐火性						耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備						転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場		無		m <sup>2</sup>			2歳以上	6人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 19.80 m <sup>2</sup> 以上			
場所		代替地対応 (400m)					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)					
代替地		土崎街区公園										
保育用具	有		手押車、黒板、積木、机・椅子、絵本			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	管理者	無		0人			配置した場合は管理者設置加算を措置 人					
	保育従事者	保育士は、園長含め3人。	5人	0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人							
				1・2歳	12人 ÷ 6人 = 2.0人							
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人							
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人							
				加配	加配 1.0人							
				計	5人							
	非常勤保育士	採用予定		1人			標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
	調理員	有		1人			非常勤で可					
事務職員	有		1人			管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)		1人			嘱託医・歯科医師確保済(未契約)						
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	2年間の賃貸借契約 所有者から長期利用の 承諾を得ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	園長の保育実績有り(約 50年)
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>ビル1階一区画を賃借し、事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（B型）として認可したい。</p> <p>園長予定者は、保育実績が50年あるほか、ほかの保育士も保育実績があることから、問題ないと考えられる。また、食育や心理的なサポートを行い、特色ある保育を目指している。</p>		

### 小規模保育事業（B型）の認可について

概要	設置者名	熊谷 武											
	名称	広面みなと園											
	位置	秋田市広面土手下2-4											
	事業開始予定	平成30年4月1日											
	土地状況	面積	—					所有形態	—		所有者	個人	
	建物状況	建築面積	141.61 m <sup>2</sup>			延床面積	263.34 m <sup>2</sup>		構造	木造2階建			
		補助金	なし			所有形態	賃借契約		所有者	個人			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	ニチイキッズ秋田ひろおもて保育園					連携内容	卒園児受入				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
定員		6	6	7				19	定員6~19人				
現員		—	—	—	—	—	—	0					
設備	乳児室	改築中	1階		33.05 m <sup>2</sup>			0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	改築中	1階		26.46 m <sup>2</sup>								
	小計	計		59.51 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	改築中	1階		26.46 m <sup>2</sup>			2歳以上	7人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 13.86 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室			階					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		26.46 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室		13.86 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	改築中							要 2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	改築中				大:2, 乳:2			要				
	調乳室等	改築中							要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	改築中							要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育室設置等を 避難用設備 耐火性 転落事故防止設備	避難用設備							避難用設備を設けなければならない				
		耐火性							耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備							転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場	無				m <sup>2</sup>			2歳以上	7人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 23.10 m <sup>2</sup> 以上			
場所		代替地対応 (160m)					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地		広面堤敷児童遊園地											
保育用具	有		歩行器、手押車、楽器、積木、机・椅子、絵本等					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	管理者	有		1人		配置した場合は管理者設置加算を措置			人				
	保育従事者	採用予定		6人		0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人						
						1・2歳	13人 ÷ 6人 = 2.1人						
						3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人						
						4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人						
						加配	加配		1.0人				
					計		5人						
	非常勤保育士	採用予定		1人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要							
調理員	採用予定		2人		非常勤で可								
事務職員	無		人		管理者が事務を執る場合は不要								
嘱託医	(小児科)		1人										
	(歯科)		1人										

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	2年間の賃貸借契約 所有者からの承諾を得 ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	小規模保育事業の運営 実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>アパート1棟を賃借し、事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（B型）として認可したい。</p> <p>認可外保育施設を12年間、小規模保育事業を2年間実施してきており、新たな地域でも円滑な事業開始が見込まれる。</p>		



### 幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 秋田中央福祉会									
	名称	幼保連携型認定こども園 あきた中央こども園（保育所として運営中）									
	位置	秋田市保戸野千代田町1番10号									
	開園予定	平成30年4月1日									
	土地状況	面積	1,841.10 m <sup>2</sup>		所有形態	自己所有	所有者	(福)秋田中央福祉会			
		建築面積	787.65 m <sup>2</sup>		延床面積	1,182.72 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造4階建			
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(福)秋田中央福祉会			
		保育時間	標準時間 7:00~18:00				短時間	8:30~16:30			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
	定員	1号			2	2	2	6	定員20人以上 (現員はH29.8月現在)		
	2・3号	18	18	18	18	18	20	110			
現員	1号			-	-	-	0				
	2・3号	14	23	22	24	23	22	128			
学級数				1	1	1	3				
設備	園舎					727.93 m <sup>2</sup>	320+100×(3-2) = 420.00 m <sup>2</sup> <small>1学級は180m<sup>2</sup></small>				
	乳児室	有	2階	63.93 m <sup>2</sup>		0・1歳	36人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 118.80 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	2階	63.61 m <sup>2</sup>							
	小計	計		127.54 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 118.80 m <sup>2</sup> 以上					
	保育室	有	1・2階	278.94 m <sup>2</sup>		2歳以上	80人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 158.40 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	有	1階	304.72 m <sup>2</sup>		2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		583.66 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 158.40 m <sup>2</sup> 以上					
	調理室	有	要								
	便所	有	大8、小6、乳1 要								
	職員室	有	要								
	保健室	有	要								
	調乳室等	有	要 乳児を入所させる場合に設置								
	沐浴室等	有	要 3歳未満児を入所させる場合に設置								
	足洗用設備	有	要								
	手洗用設備	有	要								
	飲料水用設備	有	要 上記設備と区別して設置する必要がある								
	2階保育室等を設置	避難用設備	有	外部階段		[要] 避難用設備を設けなければならない					
		耐火性	有	耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備	有	柵・扉		[要] 転落防止設備を設置					
	園庭	面積	464.80 m <sup>2</sup>				3歳以上	400+80×(3-3) = 400 m <sup>2</sup> 以上			
		場所	同一敷地内				2歳	15人 × 3.3m <sup>2</sup> = 49.5 m <sup>2</sup> 以上			
		代替地					2歳部分は代替地対応可		合計	449.5 m <sup>2</sup> 以上	
	保育用具	有	楽器、絵本、大型積み木、楽器、椅子・机、ラック、ベビーフレンドチェア等				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること				

職員	園長	有	1人	1人	
	保育教諭		23人	0歳	18人 ÷ 3人 = 6.0人
				1・2歳	36人 ÷ 6人 = 6.0人
				3歳	20人 ÷ 20人 = 1.0人
				4・5歳	42人 ÷ 30人 = 2.0人
				年齢別配置基準	
	加配			2・3号定員90人以下の場合加配	1.0人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人
				標準時間児を受け入れる場合の加配	1.0人
				講師	0.5人
調理員		4人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員	有	2人	園長等が事務を執る場合は不要		
嘱託医等	(小児科)	1人	嘱託薬剤師は確保済(未契約)		
	(歯科)	1人			
	(薬剤師)	1人			
設備以外の基準	認定子ども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、幼保連携型認定子ども園として認可したい。  約7年間にわたる保育所運営のほか、中央地区子育てネットワークへの参加や介護事業など福祉事業の運営実績は豊富であり、認定子ども園化に向け、この2年間県のサポートを受けてきた。  今後も様々な研修・研究を継続し、教育・保育の質向上を目指している。</p>				

### 幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 風の遊育舎											
	名称	あきたチャイルド園（保育所として運営中）											
	位置	秋田市土崎港西三丁目8番28号											
	開園予定	平成30年4月1日											
	土地状況	面積	3,596.12 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約 一部自己所有	所有者	澤口勇人 (福)風の遊育舎				
		建築面積	1,329.96 m <sup>2</sup>			延床面積	1,230.54 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造平屋建 木造平屋建				
	建物状況	補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	(福)風の遊育舎				
		保育時間	標準時間 7:00~18:00					短時間	9:00~17:00				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	1号 2・3号				3	3	4	10	定員20人以上 (現員はH29.8月現在)			
現員	1号 2・3号				—	—	—	0					
学級数					2	2	2	6					
設備	園舎						1,230.54 m <sup>2</sup>	320+100×(6-2) = 720.00 m <sup>2</sup> <small>1学級は180m<sup>2</sup></small>					
	乳児室	有	1階	29.80 m <sup>2</sup>			0・1歳	60人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 198.00 m <sup>2</sup> 以上					
	ほふく室	有	1階	398.40 m <sup>2</sup>									
	小計	計			428.20 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室 198.00 m <sup>2</sup> 以上					
	保育室	有	1階	377.38 m <sup>2</sup>			2歳以上	130人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 257.40 m <sup>2</sup> 以上					
	遊戯室	有	1階	99.00 m <sup>2</sup>			2歳以上	130人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 257.40 m <sup>2</sup> 以上					
	小計	計			476.38 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室 257.40 m <sup>2</sup> 以上					
	調理室	有										要	
	便所	有	大14、小6、乳2									要	
	職員室	有										要	
	保健室	有	職員室と兼用									要	
	調乳室等	有										要 乳児を入所させる場合に設置	
	沐浴室等	有										要 3歳未満児を入所させる場合に設置	
	足洗用設備	有										要	
	手洗用設備	有										要	
	飲料水用設備	有										要 上記設備と区別して設置する必要がある	
	2保育室等に設置を	避難用設備										避難用設備を設けなければならない	
		耐火性										耐火建築物又は準耐火建築物	
		転落事故防止設備										転落防止設備を設置	
	園庭	面積	2,119.96 m <sup>2</sup>					3歳以上	400+80×(6-3) = 640 m <sup>2</sup> 以上				
場所		同一敷地内									2歳	15人 × 3.3m <sup>2</sup> = 49.5 m <sup>2</sup> 以上	
代替地							2歳部分は代替地対応可			合計	689.5 m <sup>2</sup> 以上		
保育用具	有	手押車、楽器、椅子・机、絵本、積木等					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						

職員	園長	有	1人	1人	
	保育教諭		37	0歳	30人 ÷ 3人 = 10.0人
				1・2歳	60人 ÷ 6人 = 10.0人
				3歳	33人 ÷ 20人 = 2.0人
				4・5歳	67人 ÷ 30人 = 4.0人
				年齢別配置基準	
	加配			2・3号定員90人以下の場合加配	1.0人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人
				標準時間児を受け入れる場合の加配	1.0人
				講師	0.5人
調理員		4人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員	有	1人	園長等が事務を執る場合は不要		
嘱託医等	(小児科)	1人	嘱託薬剤師は確保済(未契約)		
	(歯科)	1人			
	(薬剤師)	1人			
設備以外の基準	認定子ども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認
所見	認可に求められる基準を満たしており、幼保連携型認定子ども園として認可したい。 約14年間にわたる保育所を運営しており、現在、法人として3施設の保育所を運営していることから 保育事業の運営実績は豊富であり、認定子ども園化に向け、今年度県のサポートを受けてきた。 今後も質の高い教育・保育を提供するとの強い意思を示している。				

### 幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 風の遊育舎										
	名称	港北チャイルド園（保育所として運営中）										
	位置	秋田市土崎港北六丁目1番33号										
	開園予定	平成30年4月1日										
	土地状況	面積	1,171.58 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	秋田市			
		建築物状況	建築面積	701.77 m <sup>2</sup>			延床面積	628.39 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造平屋建		
	保育時間	補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	(福)風の遊育舎			
		標準時間	7:00~18:00					短時間	9:00~17:00			
	定員	学級数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
			1号			3	3	4	10	定員20人以上		
2・3号			22	22	22	22	21	21	130	(現員はH29.8月現在)		
1号					-	-	-	0				
2・3号			15	24	26	24	24	23	136			
設備	園舎						628.39 m <sup>2</sup>	320+100×(3-2) = 420.00 m <sup>2</sup> <small>1学級は180m<sup>2</sup></small>				
	乳児室	有	1	階	29.90 m <sup>2</sup>		0・1歳	44人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 145.20 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1	階	128.83 m <sup>2</sup>							
	小計	計			158.73 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 145.20 m <sup>2</sup> 以上					
	保育室	有	1	階	225.78 m <sup>2</sup>		2歳以上	96人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 190.08 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室				0.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	130人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 257.40 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計			225.78 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 190.08 m <sup>2</sup> 以上					
	調理室	有										要
	便所	有	大10、小4、乳3									要
	職員室	有										要
	保健室	有	職員室と兼用									要
	調乳室等	有										要 乳児を入所させる場合に設置
	沐浴室等	有	沐浴設備									要 3歳未満児を入所させる場合に設置
	足洗用設備	有										要
	手洗用設備	有										要
	飲料水用設備	有										要 上記設備と区別して設置する必要がある
	2保育室等に設置を	避難用設備										避難用設備を設けなければならない
		耐火性										耐火建築物又は準耐火建築物
		転落事故防止設備										転落防止設備を設置
	園庭	面積	961.20 m <sup>2</sup>					3歳以上	400+80×(3-3) = 400 m <sup>2</sup> 以上			
場所		同一敷地内					2歳	15人 × 3.3m <sup>2</sup> = 49.5 m <sup>2</sup> 以上				
代替地							2歳部分は代替地対応可		合計	449.5 m <sup>2</sup> 以上		
保育用具	有	手押車、楽器、椅子・机、絵本、積木等					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					

職員	園長	有	1人	1人	
	保育教諭		26	0歳	22人 ÷ 3人 = 7.3人
				1・2歳	44人 ÷ 6人 = 7.3人
				3歳	25人 ÷ 20人 = 2.0人
				4・5歳	49人 ÷ 30人 = 2.0人
				年齢別配置基準	
	加配			2・3号定員90人以下の場合加配	1.0人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人
				標準時間児を受け入れる場合の加配	1.0人
				講師	0.5人
調理員		3人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員	有	1人	園長等が事務を執る場合は不要		
嘱託医等	(小児科)	1人	嘱託薬剤師は確保済(未契約)		
	(歯科)	1人			
	(薬剤師)	1人			
設備以外の基準	認定子ども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認
所見	認可に求められる基準を満たしており、幼保連携型認定子ども園として認可したい。 約14年間にわたる保育所を運営しており、現在、法人として3施設の保育所を運営していることから 保育事業の運営実績は豊富であり、認定子ども園化に向け、今年度県のサポートを受けてきた。 今後も質の高い教育・保育を提供するとの強い意思を示している。				